令和６年８月２０日

岐阜県（岐阜市を除く）から食中毒調査を受けられた方へ

「食中毒等集団感染事例の疫学情報及び原因物質の詳細解析」への協力のお願い

岐阜県では県民ニーズを踏まえ行政課題に対応した以下の調査研究を実施します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【研究の対象】
平成 26 年 4 月以降に岐阜県（岐阜市を除く）から食中毒調査を受けられた方

【研究期間】
令和 2 年 11 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【研究目的・方法】
岐阜県では食品衛生法に基づき食中毒を疑う患者を探知した際には、岐阜県食中毒対応マニュアルに従い調査及び検査を実施し、早期の被害の拡大防止、原因究明を行っています。食中毒など発生時には主に培養法及び遺伝子検査法により原因特定を行っています。これらの情報は事例ごとに集計、報告されていますが、各事例内の利用にとどまっています。本研究では、食中毒などの疫学情報を収集し、原因となる微生物ごとの特徴を解析することで疫学情報を基に食中毒の原因となった微生物を早期に推察することを目的としています。さらに、細菌性食中毒では従来法である培養法の結果と迅速検査法の１つである遺伝子検査法の結果を統計処理し、遺伝子検査法の実用性の評価及び信頼性向上を図ります。本研究の成果により、食中毒発生時に早期の原因究明に寄与することが期待できます。

【研究に用いる試料・情報の種類】
平成 26 年 4 月以降に食品衛生法に基づき岐阜県（岐阜市を除く）が調査及び検査した食中毒等集団感染事例のうち、病因物質が検出された事例の疫学情報（事例の摂食者数、有症者数、喫食情報、症状及び投薬情報）、喫食情報及び検体（検便）を本研究で利用します。試料、情報は匿名化（特定の個人を容易に識別できない）して利用します。

【研究組織】
岐阜県保健環境研究所　研究責任者　今尾幸穂

【研究への参加辞退をご希望の場合】

本研究に関して新たに対象者の方に行っていただくことはありませんし、費用もかかりません。本研究に関する質問等がありましたら以下の連絡先まで問い合わせください。また、試料・情報が当該研究に用いられることについて了承いただけない場合には研究対象としませんので、以下の連絡先まで申し出ください。協力を拒否される方は調査を受けてから3か月以内に申し出てください。期間経過後はデータを確定するため対応できません。なお、本研究は、岐阜県保健所等倫理審査委員会の承認を得ております。また、この研究への参加をお断りになった場合にも、個人の不利益になることはありませんので、ご安心ください。

【研究から生じる知的財産権の帰属と利益相反】

研究者及び岐阜県に帰属し、研究対象者には生じません。研究の成果の解釈及び結果の解釈に影響を及ぼすような「起こりえる利益相反」は存在しません。

【研究代表者】

岐阜県保健環境研究所

氏名：村瀬　真子

【研究責任者】

岐阜県保健環境研環境研究所　保健科学部

氏名：今尾　幸穂

【共同研究機関等】

岐阜大学連合創薬医療情報研究科

氏名：山本　容正

【資料・情報の提供を行う機関の名称】

岐阜県保健環境研究所　保健科学部長　今尾　幸穂

【連絡先】

岐阜県保健環境研究所　保健科学部

氏名：水野　卓也

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1

TEL:058-380-2100

FAX:058-371-5016

E-mail: c22614@pref.gifu.lg.jp

【苦情窓口】

岐阜県保健所等倫理審査委員会事務局
〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1
TEL:058-380-3002
FAX:058-371-1233
E-mail: c22701@pref.gifu.lg.jp